

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令要綱

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の

施行期日は、令和二年一月一日とすること。